

【災害等廃棄物処理事業費補助金】

1. 目的

災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。

2. 概要

事業主体 市町村（一部事務組合を含む）

対象事業 市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる

- ・ 廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業
- ・ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業
- ・ 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの)

補助率 1 / 2

補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

その他 本補助金の補助裏分に対して、8割を限度として、特別地方交付税が充当。事業主体の実質的負担額は、事業費の1割強程度となる。

【予備費の根拠規定】

財 政 法（昭和22年3月31日 法律第34号）

第24条 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

第35条 予備費は、財務大臣が、これを管理する。

2 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

3 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができる。

4・5 （略）